

## 第7回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成20年7月8日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 加藤 正克、清田 明、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 報告事項 学校施設の安全対策について 2. 報告事項 学校給食費の状況について 3. 報告事項 平成19年度児童・生徒の学力向上を図るための 調査（東京都）の結果について 4. 報告事項 夏季休業中の教育指導について	

## 審議経過

委員長)

第7回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は清田委員と三神委員にお願いいたします。

### (1) 報告事項第1号 学校施設の安全対策について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご要望等ありましたらお願いいたします。

委員)

今後の対応として夏季研修会の実施とありますが、研修の周知や徹底の仕方について具体的に教えてください。また、教員の安全に対する意識改革、子どもの危機を予知する能力を育成することが大事だと思いますので、安全指導を徹底してほしいと思います。

教育指導課長)

夏季研修会は主に2つございます。1つは生活指導主任を対象にしたもので、今回の事件のような事例をあげて、指導や対応方法について周知をするものです。もう1つは初任者の宿泊研修でございます。安全指導について演習を含めて学び、その総括として日頃の安全指導の見べきポイントを徹底して指導していきます。この2つの研修会を軸にして、また必要なところで周知してまいりたいと思います。過去の事例に学ぶということが大切ですので、このような事故や事件が起きたことをきちんと子どもたちに説明し、理解をさせて行動面においても繰り返し指導していきたいと思います。参考までに、今学期に都立高校で部活動中に事故が起こり、それに関してのガイドブックができました。そのテキストには非常に具体的な事例が出ております。子どもたちには、こういう場合にはこのような行動が必要である、安全を確認しなければボールや道具を使ってはならないと具体的な事例を紹介しながら、指導を進めてまいりたいと思います。

統括指導主事)

例年6月に、体育活動に起因する事故防止の研修会を実施しております。これは主に水泳が始まる前の事故防止のための研修です。年度によっては熱中症対策についても行います。また薬剤師も招いて、薬品の取り扱いに関する事故防止についても研修を行います。すべての学校から体育主任、養護教諭も参加してもらっております。今年度初めて取り組みをするものとして、若手教員のために体育の器械運動を指導する際の実技と事故防止に対応できるよう、実技研修を秋に開催いたします。

委員)

豊島区で共通した安全点検表のようなものはあるのでしょうか。

教育指導課長)

基本的には学校が校長の監督の下、独自に安全点検を行っております。

教育総務部長)

補足いたしますと、豊島区の施設の安全点検につきましては、毎月1回施設点検をして

報告をするということになっております。

委員)

学校独自の安全点検表については教育委員会ではチェックをしているのでしょうか。

教育総務部長)

毎月、施設の安全点検結果報告が学校から来まして、部長決裁で内容を確認しております。

委員)

そうすると、学校によって温度差があるのではないのでしょうか。

教育総務部長)

学校によってちがうということは確かです。その部分につきましては、きちんと指導をしていきたいと思えます。

教育長)

事故については予測できないところで起こります。学校だけでなく、地域についても同様のことが言えます。施設が古くなっている部分もありますので、教員が付いて指導するということが各学校でとられる基本の策です。研修会ではぜひ徹底してもらいたいと思えます。

委員)

今の子どもは、自分で自分の身を守るという意識がうすくなっているような気がします。子どもに教える機会を設けたほうがいいのでしょうか。

教育指導課長)

教育委員会として統一したマニュアルはありませんが、児童・生徒の発達に応じた指導が必要であるということを各学校に周知しております。必ず毎月1回、安全指導を実施することを定めております。犯罪被害の防止という面ではセーフティ教室というカリキュラムができております。今後は各学校の状況を見ながら、指導をしていきたいと思えます。

教育総務部長)

豊島区には池袋保健所の中にキッズセーフという幼児の事故防止指導センターがあります。幼児期からの事故防止ということで注意喚起を促しております。子どもにとっても親にとっても重要な指導教育でございます。学校だけでなく、このような所と連携しながら保育園、幼稚園の安全指導の取り組みもしていきたいと思えます。

委員)

屋上を使用するときは、副校長に報告して鍵をもらい、終わったらまた副校長に鍵を返すという方針でやっているのでしょうか。

教育指導課長)

鍵の管理についてはルール化されていない学校もあったというのが現状でございます。屋上を使う場合、鍵はどこにあって、管理者は誰で、使用後は鍵をどこに返すかということを経理会で各学校に徹底したところでございます。

委員)

鍵の管理の報告書を作っている学校もあると思います。そのような良い実践をしているところをもっとPRしていけば、より効果があるのではないのでしょうか。

教育指導課長)

実態を把握して、優良な事例をもとに学校に働きかけていきたいと思います。どの教育活動をどこでして、教室以外で授業をする場合は安全対策をどのようにするかなど、指導計画にきちんと位置づけをすることが大事だと思います。各学校には周知徹底し、指導をしていきたいと思います。

委員長)

事故があった場合は、東京都から各自治体に連絡が入るのでしょうか。

教育指導課長)

今回は19日に東京都から通知が来まして、それを同日、各学校に周知しました。事故が起きたのは18日ですが、事故原因が明確ではなかったため19日に通知を出したとのこと。合わせて、文部科学省からも落下事故防止の注意喚起ということで文書が来ました。豊島区独自のもの、東京都のもの、文部科学省の文書の計3つを学校に通知したところでございます。

教育総務部長)

東京都の文書は翌日ですが、豊島区独自の文書は当日中に各学校、幼稚園も含めて通知をいたしました。

委員長)

それではこの件につきましてはよろしいのでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

## (2) 報告事項第2号 学校給食費の状況について

<教育総務部長 資料説明>

委員長)

ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員)

給食費の納入については引き落とし制度なのでしょうか。

教育総務部長)

原則は口座から引き落としです。

委員)

かつては現金払いで、徴収もしやすかったと思います。銀行からの引き落としだと手続きや期間の問題で徴収が難しいところもあると思います。そうすると未納という問題も生まれてきますが、催促についてはどのようにしているのでしょうか。

教育総務部長)

各学校では、担任、事務職員、校長、副校長が給食費の未納の督促をしております。給食費が未納となると、結果として給食の質が落ちたり、量が確保できなかつたり、児童生徒全員に影響が及ぶため、学校では色々と努力をしております。

委員)

給食費を各学校で決定しているというところ、学校の規模や地域によって格差があるのではないかと思います。100人子どもがいるところと、500人子どもがいるところでは、必要経費も変わってくるのではないのでしょうか。

教育総務部長)

中学校の場合には資料にあるようにばらつきは少ないです。小学校については、規模が違っているので一律に給食費を決めるのは難しい状況です。食材の調達も各学校独自です。仕入れの単価が統一できないということがございます。23区では統一して給食費を決めているところが主流かと思いますが、豊島区では各学校に栄養士を配置して個別の設定をしています。また、豊島区の学校の給食レベルは高く、質もよいと評判もいただいております。

委員)

2つ提案をさせていただきたいと思います。1つは、未納を減らすために保護者に給食を食べてもらい、給食と保護者の接点を作るとよいと思います。2つめは、デポジット制のようにあらかじめお金を預かり、卒業時に清算したらよいのではないのでしょうか。未納者をゼロに近づけるために、知恵を出して、学校だけで取り組むのではなく、PTAなどに相談して保護者との協力を考えていけばいいと思います。

教育総務部長)

保護者が給食を食べる機会は、ほとんどの学校で試食会という形で実施していると思いますが、ご提案の趣旨をふまえて、各学校の取り組みを促進するような指導をしていきたいです。デポジット制は導入できればメリットがあると思います。保護者、PTAとの協力はすでに各学校で取り組んでいますので、そういった方策も含めてデポジット制について検討していきたいです。

委員)

もし給食の申込制を取るとしたら、申し込まない子どもはどうなるのでしょうか。給食はみんなで同じものを食べるという食育の一貫だと思えます。アレルギーのある子どもなら仕方ないと思いますが、給食を申し込まず、子どもに好きなものだけを食べさせたいという考えであれば、教育的な給食の意味がなくなってしまうと思います。

教育総務部長)

給食は教育活動の一貫として位置づけられております。栄養面、マナー面、みんなで同じものを食べ、嫌いなものも食べるということは非常に効果があると思います。給食の申込制を導入するかは豊島区としては方針を明確にしておりません。給食費の未納がなく運用できるように、食育という学校教育の位置づけを明確にしていくことは重要な観点だと思います。また学校給食の現場では、アレルギー対応が非常に重要な課題となっております。アレルギーの種類によって食べられない品目も様々で、アレルギーの子ども数も増えております。限られた調理現場の中では、一人一人の要件を満足できるような給食を提供することは非常に負担になっております。この問題についてもう少し整理ができればよいの

ですが、現状では現場の努力で対応しているところです。

教育長)

アレルギー対応については、豊島区では非常によく対応をしております。このアレルギー対応をしているのはすべて栄養士です。事前に打ち合わせをして、配膳を別にします。アレルギー体質は一人一人違って、対応もすべて変わってきます。献立を変えることができませんから、栄養士が面談をして調理法を変えたりして努力をしております。この対応については東京都からも認められていて、国と東京都からの表彰を毎年受けております。豊島区の給食は非常に充実しているということです。また、豊島区は給食費未納者が極めて少ないです。それから豊島区では、豊島区の施設と道具を使って、給食を業者に委託して作ってもらう方式をとっている学校があと一校を残してほとんどです。そして移動教室など器が空くときに試食会を実施し、保護者に給食を食べてもらっています。

委員長)

この件につきましてはよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(3) 報告事項第3号 平成19年度児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都)の結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員)

小・中学校とも都の平均を上回っているということで一安心です。しかし、平均や順位ではなく、豊島区の現状を知り、それを教育の現場の指導に生かしていかなければならないと思います。誤答例に焦点を当てていくことが大切です。何か対策はあるのでしょうか。教育指導課長)

豊島区では中学校がやや苦戦をしております。今年は平均を上回りましたが、3、4割が私立へ行きますので、それが昨年度の平均を下回った原因の1つではないかと考えられます。中学校には奮起をしてもらうため、いくつか取り組みをいたしました。今年4月に算数の定着度テストを行いました。これにより、中学校に入ったスタートの時点での状況を明確にいたします。区全体の状況が分かり、出身小学校別にも状況が把握できました。そして先生たちは現状を把握し、指導に生かせると思います。また、昨年度の調査の結果を分析したところ、小学校も中学校も、豊島区は表現力が弱いということが分かりました。教務主任会や教育研究会等の会合、研究発表の講評にてそのことを話題にし、表現力を伸ばすために、皆の前で自分の考えを発表したり、意見を披露する機会を増やすよう改善を求めました。また英語活動では表現する場がたくさんありますので、活動時間を増やすことに取り組んでまいりました。その結果、今回表現する力のポイントが上がりました。学校の努力があり、成果があらわれたということだと思います。

委員)

朝食を食べないという子どもがいるようですが、これに対して先生は指導をしているのでしょうか。将来自分が親になったときに同じことを繰り返してしまうと思います。

教育指導課長)

この問題については、実態として苦労している学校もございます。保護者が夜遅くまで働いていたり、あるいは外国籍の方の中には、文化や生活習慣の違いもありますので難しいところですよ。粘り強く子どもに指導し、正しい生活習慣を身につけるよう学校も努力しているところですよ。また朝食の大切さを知るという意味で、教育改革担当課と合同で食育のパンフレットを作成して全家庭に配布をし、啓発をいたしました。食育のモデル地域にも指定されておりますので、朝食コンテストなどの活動を投げかけながら、粘り強く指導していきたいと思っております。

委員)

身の回りのことを自分でしない子どももいるんですね。

教育指導課長)

このような資料の結果を話題として保護者に伝えていったり、社会教育活動などを通して、自立を身につけさせていこうと思っております。

委員)

この調査の分析結果について東京都から何か報告が来ているのでしょうか。

教育指導課長)

冊子にまとめたものがございまして、全校に配布いたしました。ホームページにも載せております。

委員長)

それでは他に意見等ございますでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

#### (4) 報告事項第4号 夏季休業中の教育指導について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

なにかご質問はありますか。

委員)

学校発行の通知文は教育委員会で回収しているのでしょうか。

教育指導課長)

指導主事が夏休み期間に全校を回り、生活指導について聞き取りを行います。そのときに回収する予定でございます。

委員)

家庭訪問は夏休み中に頻繁に行っているのでしょうか。

教育指導課長)

全員ではなく、必要な子どもに対して家庭訪問を行っております。

委員)

担任からのメッセージや励ましは子どもの心に響きます。学校からぜひ積極的に働きかけをしてほしいと思います。

教育指導課長)

今年の夏に、全校からの出席を求め、不登校の子どもなどについて、教育センターで活動報告会をいたします。不登校の子どもたちにどのような対応をしているか、協議をいたします。具体的に先生と子どものかかわりもてるよう、努力していきたいと思います。

統括指導主事)

不登校、課題を抱える子どもに個票というものを作成し、これにもとづいて指導をしております。指導主事が夏に全校に回るとき、これを活用しながら個々の子どもの状況を聞き取り、必要な指導、助言をいたします。個票の写しを教育センターと教育指導課でも持ちますので、共通な情報を持ちながら、対策を考えていくことに毎年取り組んでおります。

委員)

豊島区全体としては個票の数は多いのでしょうか。

教育指導課長)

小中学校で違いはありますが、一校でおよそ1～3事例で30枚程度になります。

委員)

道路交通法が今年6月に改正になりましたが、生活指導主任は周知しているのでしょうか。

教育指導課長)

本日、教育センターで生活指導主任会が行われています。そこに警察の交通安全担当係長をお招きいたしまして、今回の改正について具体的なお話をいただいておりますので、周知徹底を図りたいと思います。

委員長)

夏休みが終わると不登校は増えるのでしょうか。

教育指導課長)

友達関係がうまくいかないという不登校と非行型の不登校が起こりやすいと言えなくもありません。未然防止につとめたいと思います。

教育長)

長期の休業明けは子どもの成長がよくわかります。生活が乱れるというのは家庭の責任ですので、教育委員会は指導をしていかないといけません。そして家庭では子どもの生活実態を把握してもらいたいと思います。行政機関としては家庭に指導していくことも大事ですので、保護者への啓発も忘れてはいけないと思います。「早寝、早起き、朝ごはん」という取り組みを豊島区では一昨年から行っていますが、国がそれに追隨して取り組みを始めました。豊島区が先を行っていますので、家庭への啓発、実践を普及させていくことが大事だと思います。

委員長)

ではこの件につきましては承認ということよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(3) その他

特別支援教育巡回相談員チームステップ相談週間の実施について

<教育指導課長 資料説明>

委員)

パンフレットに書いてある症状については、成長していくにつれ、自然と改善していくのでしょうか。

教育指導課長)

基本的に適切な教育とまわりの理解があれば、自然と改善していきます。多動の子どもについては、4、5才が一番活発で、周りの配慮と理解があれば年齢が重なるにつれて適応していくといわれています。ただ、正しい理解がなく、怒られてばかりだと、思春期に二次的障害が始まってしまうこともあります。

委員)

今回のような取り組みについては、保護者へ直接アプローチはしていなかったのでしょうか。

教育指導課長)

「難聴・言語障害通級指導学級」では、支援が必要だと了解をいただいた保護者に先生がアプローチをして、募集はしておりました。今回は全校の全保護者に配布いたしましたので、初めての取り組みです。

委員)

学校以外にもこのパンフレットは置いてあるのでしょうか。

教育指導課長)

教育センター、教育指導課窓口には置く予定でございます。申込は学校を通じてしていただきます。反響があればまた来年も行うつもりですし、ホームページにも掲載する予定です。

委員)

この相談は夏休み以外にも行っているのでしょうか。

教育指導課長)

夏休み以外は巡回指導員は学校に行って指導をするため、相談を受けられません。教育センターに心理士がおりますので、そこで相談することは可能でございます。

(委員全員了承)

第2回豊島区議会定例会一般質問答弁要旨

(午後5時10分 閉会)